

返信用封筒の注意事項

資格者証の郵送を希望する場合、封筒に所要の郵便切手を貼付し、申請者の氏名と受け取ることができる住所を記載してください。住民票住所と一致してなくても結構です。

・当局からは基本的に資格者証のみを送付いたします。資格者証のサイズは縦54mm×横86mm 厚さ1mm 重さ5g となりますので、定型郵便用の封筒（縦140～235mm×横90～120mm 厚さ10mm）で送付可能です。

・普通郵便による送付で不着となってしまった場合、申請者のご負担により再交付申請を行っていただくことになります。

そのため、返信用封筒は「特定記録郵便」や「簡易書留」のご利用を推奨いたします。

また簡易書留利用の注意点として、配達時に不在となり、一定期間再配達の申し込みが無かった場合、郵便物が当局へ返送されてしまいます。

この場合、再度返信用封筒を送付いただくか、当局窓口での受取となりますので、簡易書留を直接受け取れない場合は「特定記録郵便」を推奨いたします。

・複数の資格、複数の方の分をまとめて郵送希望する場合は、郵便料金の不足とならないようにご注意願います。

定型封筒での返信用封筒例

